

○京田辺市文化振興懇話会設置要綱

平成26年5月14日

教育委員会告示第4号

改正 平成26年9月1日教委告示第18号

(設置)

第1条 京田辺市文化振興計画（以下「計画」という。）の策定にあたり、京田辺市文化振興懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(職務)

第2条 委員は、次に掲げる事項について意見を述べるものとする。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) その他文化振興に関すること。

(委員の構成)

第3条 懇話会は、委員12人以内をもって構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育長が依頼する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 文化活動実践者
- (3) まちづくり関係者
- (4) その他教育長が適当と認める者

(会長及び副会長)

第4条 懇話会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、懇話会の議事を進行する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 懇話会は、教育長が招集する。

(意見の聴取)

第6条 懇話会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(報償)

第7条 委員が会議に出席した場合は、報償を支給する。

2 前項に規定する報償の額は、予算の範囲内で教育長が別に定める。

(懇話会の事務)

第8条 懇話会の事務は、文化振興計画担当課において処理する。

(委任)

第9条 この告示に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成26年5月14日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、平成28年3月31日限り、その効力を失う。

附 則 (平成26年9月1日教委告示第18号)

この告示は、平成26年9月1日から施行する。